

令和 3 年 5 月 26 日

保護者各位

那覇市教育委員会
教育長 山城 良嗣
〔 公印省略 〕

緊急事態宣言下における発熱や風邪症状がある児童生徒への対応等について（依頼）

平素より、学校における感染症対策の推進にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

本市においては、新型コロナウイルス感染者の増加に伴い、児童生徒の感染者及び濃厚接触者に特定された者、発熱等の風邪症状があり検査を受けている者等も増加傾向にあります。

文部科学省の衛生環境マニュアルには、「持続的に児童生徒等の教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染及びその拡大リスクを可能な限り低減した上で、学校教育活動を継続する必要がある」とあります。

保護者の皆様におかれましては、学校から下記の依頼があった場合は、感染拡大防止の観点からご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 期 間 令和 3 年 5 月 23 日から沖縄県緊急事態宣言終了日まで

2 協力内容

（1）学校生活・教育活動について

- ① 児童生徒や同居家族に発熱等の風邪症状がある場合の出席を控えることを徹底すること（通学以外の不要不急の外出を徹底し、感染源・感染経路を絶つこと）。
- ② 学校行事（運動会（体育祭）、学習発表会、修学旅行や宿泊学習等）を延期、縮小する。

（2）部活動について

- ① 部活動について原則休止とする（特措法第 24 条第 9 項）。ただし、大会を控えた部活動においては、制限のもと実施可能とする。
- ② 期間中、県内外における、練習試合や合宿等については、行わないこと。
- ③ 県内、県外大会やコンクールの参加については、各団体の感染対策ガイドラインに則り、十分な連携のもと、慎重に検討し、学校長の判断で参加すること。

※ 家庭内感染が増加していることから、当面の間、児童生徒及び教職員に対し、同居家族が濃厚接触者となった場合、PCR 検査の結果待ちである場合も登校や出勤を控えることを徹底しています。
ただし、登校や出勤を控えることを強制するものではありませんが、地域の感染状況や変異株の増加等もあるため、緊急事態宣言下における新型コロナウイルス感染者の感染拡大防止の観点からご理解とご協力をお願いします。

＜本件のお問い合わせ＞
那覇市教育委員会 学校教育課
TEL 098-917-3506 FAX 098-917-3522